

清瀬市ロケーション等撮影に係る市施設等提供促進に関する条例

(目的)

第1条 清瀬市(以下「市」という。)のブランド力の向上を図り、市内へ多くの人々を呼び込むシティプロモーションの一環として、市の施設及び市の資産等を活用したロケーション等撮影(以下「ロケーション撮影」という。)を円滑に推進し、映像を通じて市の魅力を国内外に発信することによって市内の振興及び活性化に寄与することを目的とする。

(ロケーション撮影に提供する施設等)

第2条 市がロケーション撮影に提供する施設等は、市庁舎その他市が設置又は運営する公共施設、市が所有又は管理する土地、建物等(以下「市の施設等」という。)とする。

(市の施設等を提供するロケーション撮影)

第3条 市の施設等でロケーション撮影に提供できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 映像、映画(ビデオ装置による撮影を含む。)、テレビ及びウェブサイト放送映像等(コマーシャルメッセージを含む。)の動画によるもの
- (2) 出版物、雑誌、カタログ、ポスターその他の図画等に掲載する静止画によるもの

(市の施設等を提供しないロケーション撮影)

第4条 ロケーション撮影に市の施設等を提供しないものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の業務等を多大に制約する撮影
- (2) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する映像又は出版物の撮影
- (3) 一般財団法人映画倫理機構から「R15+」又は「R18+」指定を受ける見込みのある映画の撮影
- (4) 視聴制限を設ける予定のテレビ等放送番組に係る映像の撮影
- (5) 法令等を遵守せずに行われる撮影
- (6) 公序良俗に反する映像の撮影
- (7) 公益を害する恐れのある撮影
- (8) 清瀬市暴力団排除条例(平成24年清瀬市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が行う撮影
- (9) この条例の趣旨に反する映像又は出版物の撮影
- (10) 市の指示に従わない等、この条例の運用上支障がある撮影
- (11) その他市長が適当でないとして認めた撮影

(市の施設等の使用の申請及び承認等)

第5条 市の施設等を使用しようとするものは、別に定める使用承認・許可申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に使用の承認及び許可を求めなければならない。

- (1) 企画書
- (2) スケジュール
- (3) 出演者及びスタッフ表
- (4) 撮影に関する資料
- (5) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、市の施設等の使用の適否を審査し、承認又は許可若しくは不承認又は不許可(以下「承認等」という。)を決定しなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認等を決定したときは申請書を提出したものに、承認・不承認(許可・不許可)通知書により通知しなければならない。

(使用料等)

第6条 前条に規定する承認及び許可を受けたものは、別表に定める市の施設等の使用料及び利用料（以下「使用料等」という。）を市長が定める日までに納付しなければならない。

2 この条例に規定する市の施設等を使用したロケーション撮影は、清瀬市行政財産使用料条例（平成9年清瀬市条例第1号）に規定する行政財産の使用料の適用を受けないものとする。

3 ロケーション撮影において使用申請を要する公の施設を使用するものは、前条に規定する使用の承認及び許可を受けてこの条例の規定を遵守するほか、当該公の施設の使用を別途に申請し、使用の承認を得なければならない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは第1項に規定する使用料等を減額又は免除することができる。

5 第1項に規定する使用料等は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(様式)

第7条 この条例の施行について必要な書類等の様式は、別に定める。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前に、この条例第2条に規定する市の施設等を利用した撮影の申し込みがあった場合の撮影手続等は、従前の例による。

(清瀬市立公園条例の一部改正)

3 清瀬市立公園条例（昭和53年清瀬市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
別表第5業として写真撮影その他これに類するものの項を削る。

別表

市の施設等の種類	単位	使用料等
1 屋根及び壁を有する市の施設等並びにこれに隣接する敷地等の周辺	1日4時間以内の使用	80,000円
	1日4時間を超えての使用料加算（1時間まで毎に）	20,000円
2 前項以外の市の施設等	1日4時間以内の使用	40,000円
	1日4時間を超えての使用料加算（1時間まで毎に）	10,000円

備考

1 単位は、撮影の準備及び撤収の時間を含む。

2 単位の時間内における複数の市の施設等での撮影は可能とする。ただし、別表第1項及び第2項に規定する市の施設等を包括して撮影する場合は、第1項に規定する使用料等を適用する。